**～農業委員会からのお知らせ～**

**農地転用の許可の審査基準が一部改正されます**

神奈川県では、平成29年３月にかながわ農業活性化指針を改定し「農業の活性化による地産地消の推進―医食農同源による県民の健康増進―」を基本目標とし農業の活性化に取り組むこととなりました。

　農地の転用等の許可の審査基準について、こうした施策の方向等との整合性を検証するとともに、国が示す取扱いとの比較検討が神奈川県において行われた結果、農地法第４条及び第５条の転用許可に係る審査基準について、現行の運用を見直すこととなりました。

**令和２年１月６日以降**に農業委員会が受理したものについて、以下の事項を適用します。（改正内容は農地法第４条第１項及び第５条第１項に共通です。）

**１　第３種農地の要件**

　第３種農地の要件である「連たんしている」に係る運用規定を、住宅、事業用施設又は公共施設の用地に囲まれていることと改める。

**２　建築条件付宅地分譲の要件**

　建築条件付宅地分譲の許可項目に係る部分を削除し、建築条件付売買予定地についての許可要件を新たに設ける。

**３　第２種農地の要件**

　第２種農地の要件である「近接」の範囲を、市街化区域又は用途地域の定めがある区域から現行300ｍ以内としているところ、同500ｍ以内に緩和する。

**４　農家住宅の要件**

　甲種農地及び第１種農地の例外的許可要件である「住宅」の範囲について、農家住宅に限定する部分を削除する。

　併せて「農家住宅」を、耕作の事業に供すべき農地の面積が農地法第３条第２項第５号に規定する面積（別段の面積を含む）以上の世帯の居住の用に供するものとする定義規定を新たに設ける。

**５　学校等の用に供する転用**

　所有権移転等があった農地を転用する場合に取得後３年を超えかつ３作以上営農していることを要するとする運用規定について、国等が学校等の用に供する場合を適用除外項目に追加する。

**６　文言の修正**

　所要の文言の修正を行う。

【問い合わせ先】海老名市農業委員会事務局　ＴＥＬ：０４６－２３５－４９０７